

船舶インシデント調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年3月9日 21時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市比田勝港東北東方沖 三島灯台から真方位084° 16.0海里付近 （概位 北緯34° 45.0′ 東経129° 46.0′）
インシデントの概要	漁船第八漁徳丸は、漂泊して操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年3月23日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八漁徳丸、12トン NS2-17035（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力378.0kW、回転 数毎分2,001、6気筒、ボア137.0mm、使用燃料A重油、平 成2年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、集魚灯を使用する目的で主機を回転数毎分（rpm）約1,800として漂泊して操業中、主機の冷却清水温度高温警報が作動したので、船長が点検したところ、冷却清水の水量に異常はなく、冷却海水も正常に舷外に吐出していた。</p> <p>船長は、冷却清水温度を下げる目的で、操業を中止して集魚灯を消灯し、主機をアイドル回転（約600rpm）としたところ、約1時間で冷却清水温度が100℃まで低下したので、比田勝港へ帰航を開始したが、再び冷却清水温度が上昇し警報が作動したので、航行不能と判断し、118番通報により海上保安庁に救援を要請した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇にえい航され、比田勝港に入港した。</p> <p>本船は、入港後、整備業者により、冷却清水ポンプの駆動用Vベルト（以下「本件ベルト」という。）が破断していることが確認された。</p> <p>船長は、約1年半ごとにVベルトを交換しており、本件ベルトは令和3年1月に交換し、約1年2か月が経過していた。</p> <p>船長は、月に数回の頻度で、出港前に本件ベルトを目視で確認して</p>

	<p>いたが、交換してから約1年2か月であったので、劣化による緩みなどはないものと思ひ、触手による張り具合の確認は行っていなかった。</p> <p>船長は、これまでの本件ベルトの目視確認の状況から、本件ベルトには問題がないと思っていたので、冷却清水温度高温警報が作動した際、本件ベルトの不具合に思い至らなかった。</p> <p>船長は、出港前点検で本件ベルトを触手で確認していれば、本件ベルトの弛み又は劣化等の不具合に気付いて、破断まで至らなかったかもしれないと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、船長が、本件ベルトの点検を月数回の頻度で目視のみで確認し、使用し続けていたことから、本件ベルトの弛み又は劣化に気付かずにいたところ、漂泊して操業中、本件ベルトが破断し、主機への冷却清水の供給ができなくなって冷却清水温度が上昇し、主機の運転ができなくなり運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が、本件ベルトの点検を月数回の頻度で目視のみで確認し、使用し続けていたため、本件ベルトの弛み又は劣化に気付かずにいたところ、本船が漂泊して操業中、本件ベルトが破断し、主機への冷却清水の供給ができなくなって冷却清水温度が上昇し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、Vベルトの確認に際しては、目視点検だけでなく、停止した状態で触手点検を行い、ベルトを適正な張り具合に調整するとともに、摩耗やひび割れ等の劣化を認めた場合には交換すること。 ・ 船長は、洋上での故障発生時、先入観に捉われることなく不具合箇所の確認を行うこと。